

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。
また、まちづくりに関する施策について、適切な財政措置を講じること。
2. 中心市街地の活性化を図るため、十分な予算を確保するとともに、必要な施策を継続的に推進すること。
3. 土地区画整理事業について、採択要件の緩和、必要な財源の確保及び税制上の優遇措置を講じること。
4. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。
5. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、地域の実情にあった財政支援措置を講じること。
6. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に推進すること。
7. 建設発生土等の有効利用を図るため、良質な建設発生土を求める都市自治体が容易に確保できるよう措置を講じること。
8. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。